

新型コロナ
ウイルス
対策

中小企業者の営業と暮らしを守る 支援策の拡充を

3月27日に神戸市会本会議がひらかれ、日本共産党神戸市会議員団の松本のり子議員が一般質問をおこないました。

新型コロナウイルスの感染が広がるなか、市内中小業者や個人事業主などに対する支援策として実質無利子、無担保の融資受付が始まりました。しかし「ひょうご産業活性化センターの窓口では、融資の認定書をもらうだけで1～2時間待った」という声が寄せられています。松本議員

は、この難局を業者とともに乗り越えるために、市として政府に直接支援を要請すること、また市が独自でできることとして窓口の増員や国民健康保険料・固定資産税・市県民税の免除、セーフティネットの保証料・金利の減額など支援の拡充を求めました。

答弁 ダイジェスト

岡口副市長：セーフティネット保証の受付については即日認定している。そのような状況（2時間待ったこと）については聞いていないが、情報提供いただけたら即座に対応する。

松本議員：教えなくても窓口に行けばわかることだ。他都市では窓口を増員して対応

している。神戸市も増員すべきだ。

岡口副市長：影響を受ける方々への施策については、すでに国で実行されている。関西広域連合においても経済政策、感染症防止対策で影響を受けておられる方々への影響を防ぐという観点から多項目にわたり要望してきた。

松本議員：そのような立場

松本議員が 一般質問



質疑項目

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
2. 認知症対策について
3. ひきこもり対策について
4. 個人情報の保護について

であるならば、収入が減った方には融資だけではなく、生活保護基準の方と同じように市税や国保料の免除など、市独自の支援をすべきではないのか。

岡口副市長：国の財政措置があるので市独自の減免は考えていない。

松本議員：自分の責任で収入が減ったのではないのだから減免すべきだ。

融資を受ける際に求められ

る信用保証料を全額市が負担したり、金利をゼロにしている都市もある。神戸市も保証料と金利を安くしていただきたい。

岡口副市長：他都市は神戸市のように一律ではなく段階によって利率と保証率を定めている。それらを比較した場合見劣りはしない。

松本議員：市民に何か必要かを見て判断し、借りやすい金利・保証料にするべきだ。

神戸市の新型肺炎の相談窓口 (24時間対応)

帰国者・接触者相談センター
078-322-6829

健康相談の専用窓口
078-322-6250

新型肺炎の経営等相談窓口

ひょうご・神戸経営相談センター
078-977-9079

中央区東川崎町1-8-4
受付
(平日午前9時から午後5時)

新型コロナウイルスに関するお困りごとを市議団へお寄せください



いまこそ不要不急の大型開発やめて 暮らし・福祉・市民生活応援の施策を



山本議員 西議員 朝倉議員

3月26日にひらかれた本会議で、日本共産党議員団の山本じゅんじ議員、西ただす議員、朝倉えつ子議員が、2020年度神戸市予算関連議案などに対し反対討論をおこないました。

* 討論の内容は「神戸市ホームページ」内の本会議「インターネット録画中継」または「日本共産党神戸市会議員団ホームページ」でご覧いただけます。

自衛隊への名簿データ提供

市民の個人情報を保護する立場で拒否すべき

神戸市は、今年2月に自衛隊兵庫地方協力本部と覚書を結び、18歳から33歳未満の市民の個人情報（住所・氏名・性別・生年月日）を自衛隊の要望に応じて電子媒体で提供することを決めました。

神戸市は、個人情報の外部提供を条例で原則禁止していますが、自衛隊法第97条と同施行令第120条（自衛官の募集について自治体の名簿提供を求めることができる旨記載）により例外であると説明しています。しかし、住民基本台帳法（以下「住基法」）第11条1項では、氏名・出生の

年月日・男女の別および住所に係る部分については閲覧しか認めていません。また、住基法37条で「提供」が認められているのは、記録されている事項を統計等に利用する場合の「資料の提供」です。この法規定によれば、市民の個人情報を電子媒体で自衛隊に「提供」することはできません。松本議員は「自らの個人情報を知らないうちに提供されることに驚き、抗議の声をあげている若者がいる。憲法第31条に由来するプライバシー権に関わる個人情報の提供は中止すべき」と求めました。

答弁 ダイジ エスト

岡口副市長：防衛省に対する募集対象者情報の提供

については住基法ではなく自衛隊法および同施行令を根拠に提供することとしたもの。また神戸市個人情報保護

条例においても提供制限が解除されていることから提供が可能である。

松本議員：氏名・生年月日・男女の別および住所は重要な個人情報で決して「資料」ではない。憲法第31条ではプラ

イバシーの権利によって保護されるべきとされている個人情報単なる「資料」として提供するのは法律の解釈としてもあってはならないことだ。

岡口副市長：法令に基づいて執行しているので問題はない。

松本議員：大切な個人情報を「資料」として取り扱っていいのか。

岡口副市長：大変失礼かと思うが「資料」だ。

松本議員：提供してもよいのは、国税徴収法のようにはっきりとした根拠規定がある場合だ。自衛隊募集のための提供には、はっきりとした根拠規定がない。

久元市長：住基法と国税徴収法は趣旨が違う。住基法は

基本的には公開情報だ。自衛隊法は市町村長に対して必要な報告または資料の提出を求めることができると書いている。ご理解賜りたい。

松本議員：理解できない。提出して欲しくないという人は省いていただきたい。

岡口副市長：提出を拒まれた方については、「それを除く」という法令にはなっていないので、そのような対応はしない。

松本議員：住基法第3条に基づいて個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。これは個人情報の観点を重んじていくということ。せめて提出を拒まれた方（の情報）は提出しないよう求める。



昨年11月1日、日本共産党神戸市会議員団は神戸市に対し、市民の個人情報を自衛隊に提供しないよう申し入れをしました

軽度認知障害対策

市が回復のための具体支援を

認知症は、加齢により多くの方がなり得る病気です。神戸市は、認知症対策として診断助成制度と認知症の高齢者が事故を起こした場合に賠償金などを支給する救済制度をつくりました。現在、軽度認知障害（MCI）や認知症と

診断された方への対策はヘルパー派遣と市内7か所の疾患医療センターでの相談、フレイル改善通所サービスの3つの対応策があります。松本議員は、MCIの方々への認知機能を低下させないために、医療・介護・地域の包括ケアの

仕組みをつくり、社会参加の促進など寄りそった取り組み

の検討を求めました。

答弁 ダイジ エスト

寺崎副市長：国においてこれまで矯正という考えから予防という考えが重視されている。市としては認知症カフェへの参加の案内などの新たな取り組みによって高齢者の社会的孤立を解消し、MCIの方々の症状がすすまないように認知症予防につながる社

会参加を促進していきたい。
松本議員：MCIと診断されたら不安だ。70歳でも元気に働ける方もいる。ボランティアポイント制度で働いて認めてもらえたら希望がもてる。MCIの人に何が 필요한のか、希望をもって人間として生きていけるような方向性の対策を考えていただきたい。

引きこもり支援

さらなる解決策の充実を

神戸市は、2月に「ひきこもり支援室」をオープンしました。この支援室は、市民が待望していたものですが、今後ひきこもり支援室と各社会福祉協議会との情報共有が必

要になってきます。松本議員は「市民の思いにこたえる取り組みにするには、各区に2人しかいないネットワークの増員、また社会参加しようという気持ちになった時に受

け入れてくれる居場所が必要だ」と解決策の充実を求めま

した。

答弁 ダイジ エスト

寺崎副市長：できるだけ早期に就業支援を開始したいと考えている。既存の社会支援制度などを活用し身近なところで参加しやすい居場所づくりを関係機関と連携してすすめたい。

松本議員：既存のものも十分ではない。例えば三宮勤労会館にサポートセンターがあるのだから、単なる就労だけではなく、引きこもり支援の中の一つに入れるなど、若者の引きこもりの解決策も検討していただきたい。